

京都市保育所（京都市修学院保育所）重要事項説明書

京都市修学院保育所の利用に当たり、保育の提供開始に関する重要事項を以下のとおり説明します。

1 施設運営主体

名 称	京都市
所 在 地	京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前488番地
電 話 番 号	075-251-2390
代表者氏名	京都市長 門川 大作

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	京都市修学院保育所
施設の所在地	京都市左京区修学院犬塚町30番地の1
連 絡 先	電話番号 075-781-5580 FAX 075-781-9929
管 理 者	所長 角谷 多津子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 6人
開 所 時 間	7時00分～19時00分
開 設 年 月 日	昭和30年3月1日

3 施設の目的・運営方針

京都市修学院保育所（以下「当保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当保育所は、入所児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対

する支援等を行うよう努めます。

4 当保育所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1 1 2 0 . 7 m ²
	園庭	3 4 8 . 0 m ²
園 舎	構 造	R C 造
	延べ面積	6 2 2 . 9 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の設置状況

当保育所では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第49号。以下「条例」という。）」に定める基準等に基づき，入所児童の人数等に応じた職員を配置しています。

＜各職種の勤務時間＞

開所時間や利用状況を踏まえ、以下の勤務時間の中から交替で勤務します。

職 種	勤務時間
保育士 (所長，副所長を含む)	午前 7 時から午後 3 時 4 5 分まで 午前 7 時 1 5 分から午後 4 時まで 午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで 午前 7 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで 午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで 午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで 午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで 午前 9 時 1 5 分から午後 6 時まで 午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分まで 午前 9 時 4 5 分から午後 6 時 3 0 分まで 午前 1 0 時から午後 6 時 4 5 分まで 午前 1 0 時 1 5 分から午後 7 時まで 午前 1 0 時 3 0 分から午後 7 時 1 5 分まで
調理師	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

職 種	員数	備考
所長	1	
副所長	1	
保育士	2 0	
調理師	3	

(平成 2 9 年 4 月 1 日時点)

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び祝祭日は休所となります。

なお、休日保育を実施している保育所にあつては、1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までは休所とし、それ以外のすべての日において保育を提供します。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当保育所が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当該保育所の開所時間の範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、午前8時30分から午後5時までの範囲内で保育を必要とする時間を次の3つの時間帯の中から選択していただきます。

ア 午前8時30分から午後4時30分まで

イ 午前8時45分から午後4時45分まで

ウ 午前9時から午後5時まで

なお、選択された上記のいずれかの時間帯以外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）。

(3) 最終登所時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登所時間は午前9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、午前9時までに登所していただきます。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

なお、保護者が保育を利用する曜日や時間の変更を希望する場合は、双方において確認のうえ、合意する場合には**別紙1**を再度作成することとします。

9 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 地域子育て支援事業の実施

当保育所では、入所児童の保護者に対する支援だけではなく、当保育所を利用していない地域の子育て家庭に対しても、園庭開放等の保育所機能の開放や、子育て相談や講座の開催などの幅広い支援活動を行っています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、概ね以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	1 1 時頃	1 5 時頃	
1歳児	1 1 時頃	1 5 時頃	
2歳児	1 1 時頃	1 5 時頃	
3歳児	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4歳児	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5歳児	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば御相談ください。

(4) その他

時間外保育事業

10 利用者負担金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

京都市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(1)に掲げる保育料のほか、必要に応じて保育の提供に要する実費に係る利用者負担金をお支払いいただきます。

なお、お支払方法については、別途個別にお知らせします。

※ 利用者負担金につきましては別紙2のとおりです。

11 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 入所児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 民間事業者へ移管することとなったとき（この場合にあっては、移管先の民間事業者が運営を引き継ぎ、保育を提供することとなります。）

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当保育所は、東道 伸二郎医師を非常勤嘱託医として委嘱しています。

また、入所児童に対する検診を、以下のとおり実施しています。

検診内容	実施時期	対象
内科検診	通年	0～5歳児
眼科検診	4月～7月	3～5歳児
耳鼻科検診	4月～7月	3～5歳児
歯科検診	10月～11月	2～5歳児

1 3 緊急時の対応

保育中に児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者から確認している緊急連絡先等へ連絡し、必要に応じて保護者から確認した医療機関に連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

御利用相談窓口	・窓口担当者 所長 角谷 多津子 副所長 谷口 雅恵 ・御利用時間 8：30～17：15 ・電話番号 075－781－5580 F A X 075－781－9929 担当者が不在の場合は、当保育所職員までお申し出ください。
---------	---

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・屋内消火栓 有 ・カーテンの防災処理 有

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当保育所の管理下において、児童の不慮の災害に備えて、以下の制度に加入しています（加入については保護者の任意です。）。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
保険の内容	(1)保育所の管理下において児童が災害に遭った場合、保護者に対してその治療費や見舞金を給付 (2)初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が給付対象
医療費の給付金額	原則として、医療保険並みの療養に要する費用の4／10（そのうち1／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）を支給

※ 詳細につきまして、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」を御確認ください。

17 当保育所におけるその他の留意事項

喫煙	当保育所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動は御遠慮ください。
民間への移管	当保育所は，民間事業者に設置・運営を移管することとしています。民間への移管は，京都市が定めるスケジュールに従い実施します。

18 個人情報の取扱いについて

当保育所では，入所児童及びその保護者並びにその家族に係る個人情報について，以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行が図れるよう，卒所に当たり入学する予定の小学校との間での情報共有
- (2) 他の保育所等へ転所する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において，他の施設との間で必要な連絡調整
- (3) 緊急時において，病院その他関係機関に対し必要な情報提供

19 その他

- (1) 午睡用布団は，ご家庭から持参していただきます（シーツ洗濯や布団干し等の維持管理は，ご家庭でお願いします。）。
- (2) 当該重要事項説明書に定めるもののほか，入所，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当保育所が作成する入所のしおりにおいて提示するものとします。
- (3) 当該重要事項説明書において，特に日付の記載がない事項については，当該重要事項説明の説明を受け，同意された時点の内容となります。

当保育所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：京都市修学院保育所

説明者職名：所長 角谷 多津子

-

私は、本書面に基づいて京都市修学院保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保 護 者 住 所：

児 童 氏 名：

保 護 者 氏 名：

印

児童から見た続柄：

保育を利用する曜日及び時間について

1 利用する曜日（次のいずれかを○で囲む）

ア 月～金

イ 月～土

ウ その他（ 月 火 水 木 金 土 ）

2 利用する保育時間

(1) 保育標準時間認定の方

_____時_____分から_____時_____分まで

↑ _____ただし、最終登所時間は午前9時までとします。

<備考（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）>
 (_____)

(2) 保育短時間認定の方（次のいずれかを○で囲む）

ア 午前8時30分から午後4時30分まで

イ 午前8時45分から午後4時45分まで

ウ 午前9時から午後5時まで

エ 上記以外の時間帯で8時間の利用を希望する方又は8時間以上の利用
 を希望する方（以下に具体的な時間を記入）

_____時_____分から_____時_____分まで

↑ _____ただし、最終登所時間は午前9時までとします。

<備考（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）>
 (_____)

（注1）ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が
 決定します。

（注2）開所時間の範囲内で、「保育標準時間認定の方で午後6時以降を利用す
 る方」及び「保育短時間認定の方で「エ」を選択された方」は別途時間
 外保育の利用に係る申請が必要となります。

 （保育を利用する曜日及び時間を変更した場合には以下を記入してください。）

変更日 平成 年 月 日

児童氏名 _____

（署名又は記名押印）

保護者氏名（続柄） _____

（ ） 印

利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育に係る費用	別紙 1 に記載の「利用する保育時間」に応じて費用を徴収します。	京都市において定める規則に基づく徴収額（※注 1）
時間外保育に係る費用	別紙 1 に記載の「利用する保育時間」に応じて，時間外保育を利用した場合に必要な費用を徴収します。	京都市において定める規則に基づく徴収額（※注 1）
一時預かりに係る費用	一時預かり事業を利用する児童に対して必要となる費用を徴収します。	京都市において定める規則に基づく徴収額（※注 1）
主食費	幼児等に対して主食を提供した場合に必要な費用を徴収します。	京都市において定める要綱に基づく徴収額（実費相当額）（※注 2）
副食費（京北域保育所のみ）	特別利用保育を利用する児童に対して副食を提供した場合に必要な費用を徴収します。	京都市において定める要綱に基づく徴収額（実費相当額）（※注 2）
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	在所する児童の不慮の災害に備えて，災害共済給付契約を結ぶ場合に必要となる費用を徴収します。	270 円（年額）（※注 3）
創作的活動	創作的活動を行ううえで必要となる費用で，御負担いただくことが適当な費用を徴収します。	実際に要する経費（実費）
所外保育等に係る入場料	所外保育等を行う場合に必要となる施設入場料等を徴収します。	実際に要する経費（実費）
所外保育等に係る交通費	所外保育等を行う場合に必要となる公共交通機関（地下鉄，バス等），その他移動するための費用を徴収します。	実際に要する経費（実費）
その他，保育所における取組で必要となる経費	上記のほか，保育所における取組で必要となる費用を徴収します。	実際に要する経費（実費）

※注 1 規則が制定又は改正された際には，その都度お知らせいたします。

※注 2 要綱が制定又は改正された際には，その都度お知らせいたします。

※注 3 生活保護を受給されている御家庭については，掛金は不要となります。